

令和 2 年度 三ツ沢保育園 重要事項説明書

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	NPO 法人 三ツ沢保育園
事業者の所在地	横浜市神奈川区三ツ沢中町 10 番 10 号
事業者の電話番号・FAX	電話番号：045-321-5984 FAX：045-321-5611
代表者氏名	理事長 大木茂忠

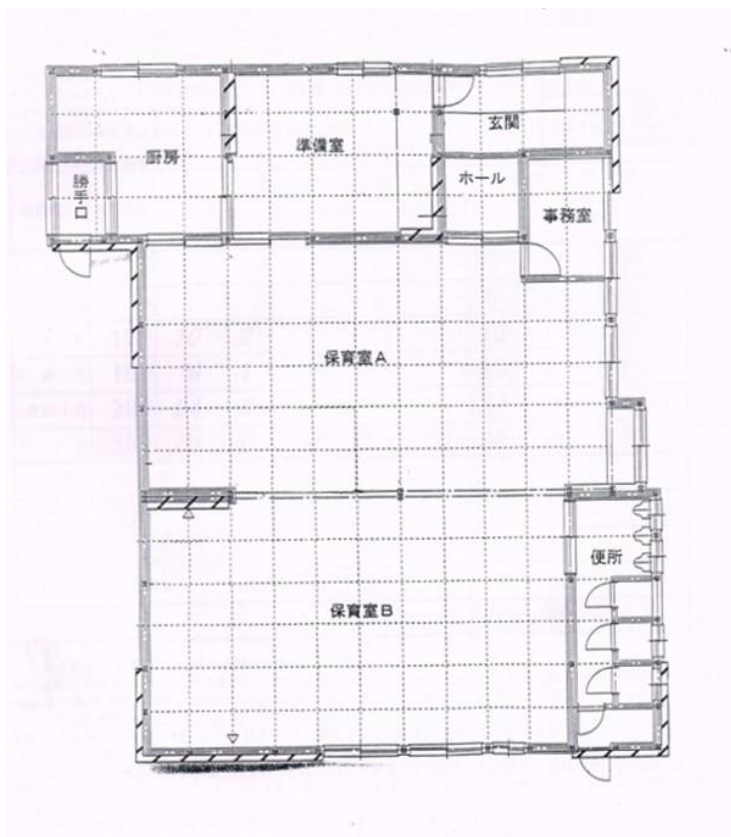
2 施設の概要

種 別	保育所					
名 称	三ツ沢保育園					
所 在 地	横浜市神奈川区三ツ沢中町 1 0 番 1 0 号					
電 話 番 号 ・ F A X	電話番号：045-321-5984 FAX：045-321-5611					
メ ー ル ア ド レ ス	mituzawahoikuen.1210@lily.ocn.ne.jp					
施 設 長 氏 名	滝澤 久美子					
開 設 年 月 日	平成 30 年 1 月 1 日					
利用定員（年齢別）	0 歳児	1 歳児	2 歳児	3 歳児	4 歳児	5 歳児
	—	—	12 人	14 人	14 人	15 人
実 施 保 育 事 業	障害児保育、特別支援保育、外国人児童保育					
事 業 所 番 号	1410051025195					

3 施設・設備の概要

敷地面積		502.00 m ²	
園舎	構造	木造 平屋建て 延床面積 158.16 m ²	
	延床面積	158.16 m ²	
施設設備の数と面積	保育室	1室	120.45 m ²
	調理室	1室	13.25 m ²
	幼児用トイレ	1室	9.94 m ²
	事務室	1室	4.97 m ²
	冷暖房	完備	
	屋外遊戯場	202.65 m ²	

園舎平面図



4 施設の目的、運営方針

目的	保育所として行う保育・教育の適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子供に対し、適正な保育・教育を提供することを目的とします。
保育理念	子ども一人一人を大切にし、保護者からも信頼される保育園を目指す。
保育方針	豊かな人間性を持った子供を育成する。
園目標	丈夫で元気な子、思いやりのある子、自分で考え行動できる子。

5 職員体制

施設長	1人（常勤1人）
保育士	8人（常勤6人）
調理員（栄養士除く）	2人（常勤2人）
栄養士	1人（常勤1人）

6 保育・教育を提供する日

開所日	月曜日から土曜日
休所日	日曜日、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）

7 保育・教育を提供する時間（月曜日から土曜日）

開所時間	7時30分から 18時30分まで
保育標準時間認定に関する保育時間（11時間）	7時30分から 18時30分まで
保育短時間認定に関する保育時間（8時間）	8時00分から 16時00分まで
延長保育時間 （短時間利用者のみ）	7時30分から 8時00分まで 16時00分から 18時30分まで

8 利用料金

利用料 (利用者負担)	保護者が居住する市町村が定める利用料 ※幼児教育・保育の無償化に伴い、下記のとおり無償 2号認定：全ての児童を対象に無償 3号認定：市民税非課税世帯を対象に無償	
主食提供料 (3歳児以上)	月額 5,500 円 (主食費 1,000 円、副食費 4,500 円)	
延長保育料 (短時間利用者)	30分あたりの利用料 (月10日以内利用)	
	1日目	2日目
	3日目	4~10日目
	合計	
	300円	300円
250円	0円	
850円		
30分あたりの利用料 (月11日以上利用)		
1日目	2日目	3日目
4~10日目	(上記と同様)	
合計	(850円)	
300円	300円	250円
0円		
11日目	12日目	13日目
14日目以降	合計	
300円	300円	250円
0円	1,700円	
※利用する場合は、前月末までに事前の申込が必要となります。 事前申込の無い場合は、下記 (閉所時間以降の利用料) と同額となります。		
閉所時間以降 (標準利用者) の利用料 16時以降 (短時間利用者) の利用料	閉所後 (16時以降) の経過時間	金額
	5分迄	500円
	10分迄	1,000円
	20分迄	1,300円
	30分迄	1,600円
	31分以降	1,600円 + 300円 / 10分毎
その他の料金	行事に関わる費用 (遠足等) 実費	
	父母会費 200円 / 月 (父母会が直接集金)	

9 支払方法

集金袋にて現金集金

10 提供する保育・教育の内容

子どもたち一人ひとりの気持ちを受け入れながら安心して過ごせるよう、家庭的な雰囲気の中で、自主性、社会性、創造性を培い、自分らしさを出して伸び伸びと生活できる保育を提供します。

児童福祉法、子ども・子育て支援法、保育所保育指針及び保育課程に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育をご家庭と連携しながら進めていきます。

<毎日の保育・教育の流れ>

時間	保育内容
7:30	開園 保育標準時間（11時間）開始
8:00	保育短時間（8時間）開始
9:00	おやつ（2歳児のみ）
9:30	体操・朝の会
10:00	制作・遊び（室内外）・英語教室・リトミック・体操教室 園外保育（行先：三ツ沢小学校、新南町公園、中公園、上町公園、豊顕寺等）
11:30	給食
12:30	午睡
14:00	起床
14:30	おやつ
15:15	帰りの会 自由遊び（室内外）
16:00	保育短時間終了
18:30	保育標準時間終了 閉園

<保育計画（年間）>

クラス	保育計画
2歳児	保育士との安定した関わりの中で身の回りのことを自分でしようとする気持ちを育てる。 いろいろな経験を通して自分の思いや要求を言葉で表現し保育士や友達との関わりを楽しめるようにする。
3歳児	園生活の流れや基本的な生活習慣がわかり、自ら取り組めるようにする。 自分の思いや感じた事を自分なりに言葉や行動で表現できるようにする。

4 歳 児	<p>基本的な生活習慣を身につけ、自ら色々なことに取り組めるようにする。</p> <p>友達と一緒に遊び、協力する楽しさがわかるようにする。</p> <p>色々な経験を通して自己肯定感を育み自信や保育士への信頼を獲得できるようにする。</p>
5 歳 児	<p>基本的な生活習慣が身につき主体的に行動できるようにする。</p> <p>友達といろいろな経験をする中で、それぞれの思いを認め、大切にしながら、達成感や自信を持つことで、充実感を味わえるようにする。</p>
そ の 他 (年間行事)	<p>親子遠足・七夕・西瓜割り・運動会・クリスマス会・お店屋さんごっこ・お遊戯会・お別れ会等の季節行事(行事予定表配布)</p> <p>健康診断(年2回)・歯科健康診断(年2回)・保護者懇談会(年3回)・個人面談(希望者のみ随時)・保育参観(希望者随時)・不審者訓練(年1回)・土砂災害防災訓練(年1回)</p> <p>身長体重測定・避難訓練・誕生日会は毎月実施</p> <p>詳細は、園だよりや掲示等でご確認下さい。</p>

<クラス編成>

年齢	クラス名
2 歳児	ちゅうりっぷ組
3 歳児	すずらん組
4 歳児	ゆり組
5 歳児	さくら組

11 給食等について

	提供内容				保育園での摂取割合 (一日の摂取カロリー)
	おやつ	給食		おやつ	
		主食	副食		
2 歳児	○	○	○	○	50% (925kcal)
3 歳児	—	○	○	○	45% (1275kcal)
4 歳児	—	○	○	○	
5 歳児	—	○	○	○	

<給食の提供にあたって>

自園調理
献立の提供
食育の取組

<アレルギー対応について>

横浜市が策定する「保育所における食物アレルギー対応マニュアル」に基づき、適切な対応を致します。

アレルギーに対応した食事の提供
※アレルギー疾患生活管理指導表の提出をお願いします。

12 保護者に用意していただくもの

(1) 入園に際してご提出いただくもの

児童票、児童健康台帳、災害時緊急連絡先、緊急カード、個人情報使用同意書

(2) ご持参いただくもの

(毎日)

タオル、コップ、歯ブラシ、箸、スプーン、フォーク、パジャマ、通園リュック、おたより帳、赤白帽子 など

(毎週)

布団カバー、上履き など

その他、年齢や季節により必要なものがあります。

(3) その他ご持参いただくもの

文房具 (クレヨン、ハサミ、ペン、色鉛筆) (3歳児以上)
食育セット (エプロン、マスク、給食キャップ)、縄跳び用品 (5歳児)
水筒、タオルケット (夏季のみ)
着替え、巾着袋、オムツ (必要な方のみ) など

(4) 服装について

動きやすく、脱ぎ着しやすい服装をお願いします。
ひもやフードなどの引っかかりやすい服装は避けるようお願いします。
スカートは怪我をしやすいのでズボンを穿かせるようお願いします。
自分で脱ぎ履きしやすく、紐のない靴を履かせるようお願いします。 など

13 登園・降園について

(1) 登園にあたっては、次の点に留意してください。

朝は9時15分までに登園し、休みの連絡も9時15分までにお願いします。
朝は、ご家庭で検温をして頂き、室内に入る前には園庭の水道で手洗いやうがいをしてからの入室をお願いします。
保護者証を必ず着けて頂くようお願いします。

(2) 降園にあたっては、次の点に留意してください。

園庭の遊具や保育園入口の歩道橋では遊ばず、大声を出したりせずにご帰宅して頂くようお願いします。
歩道は自転車も通りますので、事故にならないように階段から歩道へは飛び出さないように注意をお願いします。
お迎えに来ましたら速やかにお帰りくださいますようお願いします。
前もって届出している方以外のお迎えは、引き渡しが出来ませんのでご注意ください。
お迎えの時間が届け出時間と変わる場合はその都度連絡を入れて頂くようお願いします。
保護者証を必ず着けて頂くようお願いします。

14 保育園と保護者との連携について

保育士からの玄関での一日の報告
ホワイトボードでの一日の活動掲示
園だよりによる相互連絡
アプリによる保育情報の提供（コドモンを利用） など

15 健康診断、健康管理について

(1) 健康診断

横浜市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第60号）に規定する定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて実施しています。

身体体重測定	全園児	毎月
園児健康診断	全園児	年2回
歯科健診	全園児	年2回
視聴覚検診	3歳児	年1回
尿検査	全園児	年1回

(2) 健康管理、病気のときの対応

朝の体温が 37.5℃以上ある時は受け入れできませんのでご注意ください
ますようお願いいたします。

保育中 38.0℃以上発熱した時や、38.0℃なくても嘔吐や下痢があった時、普段と様子が違う時等はお迎えをお願いいたします。

伝染病に罹った時には医師より登園許可が必要になります。

慢性疾患などで与薬が必要な場合は、医師の意見書や与薬依頼書の提出をお願いいたします。

市販の薬は預かることはできませんのでご注意ください。

16 感染症対策について

感染症又は食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び横浜市園医の手引きに則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。

感染症が発生した場合は、玄関にて掲示します。(病名、症状、クラス人数等)

その他必要に応じておたよりを出します。

17 障害児保育について

保護者、療育センター、関係医療機関などと連携を取りお子様にあった対応をしていきます。

18 医療的ケアが必要な児童の保育について

お子さまが通う医師の診断に従いながら保育をしていきます。
保護者や医師との連携を取り、お子さまにあった保育が出来るように努めます。

19 嘱託医

以下の医療機関（小児科・内科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	まつうら小児科・内科
医院長名	松浦 幹夫

所在地	横浜市神奈川区三ツ沢中町8番地6号
電話番号	045-321-3171

20 嘱託歯科医

以下の医療機関（歯科）と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	AK デンタルグループ 横浜矯正サロン 柿山歯科医院
医院長名	柿山 洋富三
所在地	横浜市神奈川区白楽121 名古屋ビル1F
電話番号	045-423-8600

21 地域防災拠点、広域避難場所

保育所近隣の地域防災拠点、広域避難場所は次のとおりです。

地域防災拠点	三ツ沢小学校グラウンド
広域避難場所	三ツ沢競技場一体（豊顕寺市民の森）

22 緊急時における対応

保育・教育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、お子さまの保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡します。また、嘱託医又は子どもの主治医に相談する等の措置を講じます。

保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、当保育所が責任を持って、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。

<近隣の緊急連絡先>

警察署	神奈川県警神奈川警察署（045-441-0110）
消防署	横浜市消防局片倉消防出張所（045-413-0119）

23 非常災害時の対策

非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定めています。

非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、毎月1回以上避難及び消火、救出その他必要な訓練を実施しています。

防火管理者	滝澤 久美子
消防計画届出年月日	神奈川県消防署 平成29年5月22日
避難訓練	地震と火災に対する訓練を各6回ずつ交互に行い、内2回は、広域避難場所の三ツ沢小学校まで避難します。
防災設備	消火器、誘導灯、火災報知器 など

24 賠償責任保険の加入状況

以下の保険に加入しています。

保険の種類	損害賠償保険
保険の内容	施設賠償責任保険・生産物賠償責任保険・園児傷害保険
保険金額	対人1名1億円／対人1事故7億円／対物1事故1,000万円

25 業務の質の評価について

保育所の自己評価	実施方法：保育士等の自己評価に基づき、全員で話し合い 年1回、自己評価を実施 公表方法：園内掲示
外部評価	実施方法：横浜市福祉サービス第三者評価を受審 実施回数：5年に1回（令和1年実施済） 公表先：横浜市ホームページ

26 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情解決責任者	滝澤 久美子	
相談・苦情受付担当者	吉川 有美	
第 三 者 委 員	市丸 啓子	電話番号：045-323-0680
		役職：民生委員
	土部 眞知子	電話番号：045-322-1328
		役職：民生委員

受付方法：面接、電話、文書などの方法により相談・苦情を受け付けています。また、玄関の入り口にご意見箱を設置しています。